

岐阜労働局からのお知らせです

令和7年4月1日から育児休業給付制度が変わりました

1 出生後休業支援給付の創設

子の出生直後の一定期間に、両親ともに（配偶者が就労していない場合などは本人が）、14日以上育児休業を取得した場合に、出生時育児休業給付金または育児休業給付金と併せて「出生後休業支援給付金」を最大28日間支給する給付金です。

2 育児時短就業給付の創設

2歳に満たない子を養育するために時短勤務（以下「育児時短就業」という。）した場合に、育児時短就業前と比較して賃金が低下するなどの要件を満たすときに支給する給付金です。

3 保育所等に入れなかったことを理由とする育児休業給付金の支給対象期間延長手続きが変わりました

これまで、保育所等の利用を申し込んだものの、当面入所できないことについて、市区町村の発行する入所保留通知書などにより延長の要件を確認していましたが、令和7年4月より、これまでの確認に加え、保育所等の利用申し込みが、速やかな職場復帰のために行われたものであると認められることが必要になりました。

改正育児・介護休業法が施行されました

令和7年4月1日施行

育児関係

- ① 子の看護休暇から子の看護等休暇への見直し
- ② 所定外労働の制限（残業免除）の対象拡大
- ③ 育児のためのテレワーク導入の努力義務化
- ④ 「短時間勤務の代替措置」にテレワークを追加
- ⑤ 育児休業取得状況の公表義務企業の拡大



介護関係

- ① 介護休暇を取得できる労働者の要件緩和
- ② 介護のためのテレワーク導入の努力義務化
- ③ 介護休業等を取得しやすい雇用環境の整備の措置
- ④ 介護離職防止のための個別の周知・意向確認
- ⑤ 40歳での情報提供

令和7年10月1日施行

育児関係

■ 育児期の柔軟な働き方を実現するための措置

- ① 始業時刻等の変更
- ② テレワーク等（月10日以上）
- ③ 保育施設の設置運営等
- ④ 養育両立支援休暇の付与（年10日以上）
- ⑤ 短時間勤務制度

■ 仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮

■ 育児休業等給付について



■ 育児・介護休業法について



■ 育児休業給付金の支給対象期間延長手続き



* 詳細は、ホームページをご覧ください。